

「農産物検査規格検討会」の開催について

1 位置付け

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 11 条第 3 項において、農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くものとされている。

これを踏まえ、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」を開催する。

2 検討内容

農産物検査規格項目の見直しについて

農産物規格・検査については、本年 1 月から「農産物規格・検査に関する懇談会」を開催し、本年 3 月に「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」（以下、「中間論点整理」という。）を取りまとめた。

中間論点整理では、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも見直しを進める必要があるとし、その方向が整理された他、今後とも不断の点検を行い、随時、見直しを検討する必要があることが示された。

この中間論点整理を踏まえ、本年 7 月には検査関係事務の効率化等のための告示改正を行った他、8 月の「穀粒判別器に関する検討チーム」とりまとめを踏まえ、来年度より穀粒判別器の活用を可能とする告示等の改正を予定している。

このような中間論点整理の取りまとめとその後の動き等を踏まえ、農産物検査規格項目の見直し等について検討する。

3 委員

「農産物検査規格検討会委員名簿」のとおり

4 スケジュール等

10 月 15 日 : 第 1 回検討会

11 月中下旬（予定） : 第 2 回検討会

12 月中下旬（予定） : 第 3 回検討会

※ 第 3 回以降も必要に応じて開催する。

※ 農産物検査規格検討会における議論を踏まえ、告示の改正等の必要な手続きを行う。

— 以上 —

農産物検査法（昭和26年法律第144号）【抜粋】

（農産物検査規格）

第十一条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第三十三条第一項において「農産物検査規格」という。）を定める。

2 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを公示しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができる。

3 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

農産物検査法第11条第3項に基づく農産物検査規格の設定等に係る学識経験者等からの意見聴取要領

(平成24年1月14日付け23生産第5454号)

第1 目的

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第11条第3項に基づき、農林水産大臣が、農産物検査規格の設定、変更又は廃止に当たって、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者（以下「学識経験者等」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 意見聴取対象者の選定

農林水産大臣は、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の中から意見聴取対象者を選定し、委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

農産物検査規格の設定等に係る農林水産大臣による学識経験者等からの意見聴取は、以下の手続により行う。

- 1 農林水産大臣は、政策統括官に、意見聴取対象者の意見の聴取をさせる。
- 2 政策統括官は、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、意見の聴取を行う。
また、意見の聴取に当たっては、必要に応じ、あらかじめ関係する専門家から農産物の生産・流通・加工に関する情報や知見を得て行う。
- 3 政策統括官は、検討会において集約された意見をもって、法第11条第3項の規定に基づき聴取された学識経験者等の意見とする。

第4 検討会の運営

1 座長

- (1) 検討会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があったときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 検討会の公開

検討会の議事は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公

正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

3 事務局

検討会の事務局は、農林水産省政策統括官付穀物課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。